

○ 石川県少年警察活動に関する訓令の一部改正に伴う運用解釈について

令和4年6月28日人少甲達第42号
生捜甲達第37号
石川県警察本部長から部課署長あて

対号 平成19年12月7日付け少甲達第39号「石川県少年警察活動に関する訓令の全部改正について（通達）」

本年4月1日、少年法等の一部を改正する法律（令和3年法律第47号。以下「改正法」という。）、犯罪捜査規範及び少年警察活動規則の一部を改正する規則（令和4年国家公安委員会規則第1号。以下「改正規則」という。）が施行されたことに伴い、石川県少年警察活動に関する訓令（平成19年石川県警察本部訓令第32号。以下「訓令」という。）についても一部改正し、その運用解釈を下記のとおり定めたので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、対号は廃止する。

記

第1 改正の概要

成年年齢の引下げ等の社会情勢の変化を踏まえ、18歳及び19歳の者（以下「特定少年」という。）について、少年法（昭和23年法律第168号。以下「法」という。）の適用において特例規定を整備する等の措置が講じられた。

第2 改正の主な要点

1 特定少年に係る継続補導等に関する規定の整備（訓令第20条、第73条及び第75条関係）

特定少年が民法上の成年となったこと等を踏まえ、特定少年に係る継続補導及び継続的な支援については、本人の同意を得た上で実施することを規定した。

2 新聞発表等の際の留意事項（訓令第36条関係）

特定少年のときに犯した罪により、検察官に逆送されて公訴を提起された場合には、略式手続による場合を除き、推知報道の禁止が解除されることを規定した。

3 強制措置等の制限（訓令第42条関係）

少年の被疑者を留置する場合、20歳以上の者と分離し、かつ、原則として他の者と分離して収容する等の分離に係る規定は、検察官への逆送の決定があつ

た特定少年の被疑事件の被疑者に対しては、当該事件に係る留置に限って適用されないことを規定した。

4 触法調査及びぐ犯調査における児童相談所への通告（訓令第58条及び第67条関係）

触法調査及びぐ犯調査の過程において、少年が要保護児童であると認められたときは、児童通告書により児童相談所に通告するものとしているが、急を要し、児童通告書を作成して通告するいとまがない場合は、口頭により通告し、その内容を記載した児童通告通知書を事後に送付することを規定した。

5 要保護少年の通告等（訓令第79条関係）

- (1) 18歳未満の要保護少年について、少年に保護者がいないとき又は保護者に監護させることが不相当であると認められるときは、児童通告書又は口頭により児童相談所に通告するとともに、口頭により通告したときは、その内容を記載した児童通告通知書を事後に当該児童相談所へ送付することについて規定した。
- (2) 口頭による通告方法並びに児童通告書及び児童通告通知書の送付要領等について規定した。
- (3) 通告を必要としない要保護少年についても、その保護者に対する助言、学校への連絡その他の必要な措置を執ることについて規定した。

6 児童虐待を受けたと思われる児童に係る活動

(1) 児童虐待を受けたと思われる児童の通告等（訓令第81条関係）

ア 児童虐待を受けたと思われる児童を発見したときは、速やかに、児童通告書又は口頭により児童相談所に通告するものとするとともに、口頭により通告したときは、その内容を記載した児童通告通知書を事後に当該児童相談所に送付することについて規定した。

イ 口頭による通告方法並びに児童通告書及び児童通告通知書の送付要領等について規定した。

ウ 児童虐待の事実が必ずしも明らかでない場合であっても、児童虐待を受けたと思われる場合には、児童の早期保護のため、幅広く児童相談所に通告することを規定した。

(2) 児童虐待を受けたと思われる児童の一時保護（訓令第82条関係）

児童相談所長の委託を受けて児童虐待を受けたと思われる児童を一時保護する場合の留意事項を規定した。

(3) 関係機関との連携等（訓令第83条関係）

児童虐待事案の再発を防止するために保護者に対する助言及び指導、学校への連絡等必要な措置を執ることについて規定した。

7 記録（訓令第85条、第86条及び第89条関係）

少年事案処理簿及び少年カードの様式並びに少年相談を受けた場合の記録等について規定した。

第3 主な規定に係る留意事項

1 ぐ犯少年（訓令第2条及び第62条関係）

改正規則により、ぐ犯少年から特定少年が除かれることになったことから、留意すること。

2 少年事件指導官（訓令第12条関係）

生活安全捜査課に少年事件指導官を置くものとし、本部長は、少年事件の捜査・調査が少年の特性に特に配慮しつつ行われるよう、次に掲げる事項を実施させるものとする。

(1) 捜査主任官又は調査主任官に対する指導

犯罪少年事件のうち要指導事件（公判又は少年審判において立証上の問題が生じるおそれのある事件をいう。以下同じ。）であるもの及び触法少年事件のうち家庭裁判所の審判に付することが適当であると認められるものであって、少年警察部門に属する警察官が捜査・調査を行う事件について、非行事実の厳密かつ周到な立証を徹底するため、公判又は少年審判における立証、低年齢少年の特性を踏まえた調査その他の適正な捜査・調査の遂行のために必要な指導を行うこと。

(2) 他部門に属する指導官等との密接な連絡等

犯罪少年事件のうち要指導事件であるもの、本部長が指揮する事件及び触法少年事件のうち、家庭裁判所の審判に付することが適当であると認められるものであって、少年警察部門以外の部門に属する警察官が捜査・調査を行うものについて、前記(1)と同様の指導が的確に行われるよう助言すること。

(3) 少年事件選別主任者に対する指導及び教養

少年の特性及び少年審判の特質を踏まえた捜査・調査の指揮、措置の選別、処遇意見の決定等に関する必要な指導及び教養を行うこと。

3 少年事件選別主任者等（訓令第13条関係）

(1) 指定

署長等による措置の選別、処遇意見等の決定が少年の特性について十分踏

まえたものとなるよう、本部長は、少年事件選別主任者及び少年事件選別補助者を指定するものとする。

(2) 意見を聴く場合

署長等は、措置の選別及び処遇意見の決定をしようとする場合においては、少年事件選別主任者の意見を聴くものとする。また、少年又は重要な参考人の呼出し、令状の請求、事件の送致等を行うに当たっても、少年の心理、生理その他の特性に鑑み配慮すべき事項等について、その意見を聴くものとする。ただし、交通法令違反又は自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律若しくは交通事故に係る刑法に規定する罪に係る犯罪少年事件又は触法少年事件については、当該少年の適正な処遇を図るため特に必要と認められるものを除き、この限りでない。

4 継続補導の対象（訓令第20条関係）

訓令第20条の各号に掲げる少年について、その非行の防止を図るため特に必要と認められる場合には、保護者の同意を得た上で、家庭、学校、交友その他の環境について相当の改善が認められるまでの間、本人に対する助言又は指導その他の補導を継続的に実施するものとする。

なお、特定少年に対して継続補導を実施する場合には、本人の同意を得るものとする。

5 少年事件の捜査及び調査の担当部門（訓令第30条関係）

(1) 担当部門

犯罪少年事件の捜査、触法調査及びぐ犯調査については、少年の特性に配慮しつつ、個々の少年の適正な処遇に努めなければならないことに鑑み、原則として少年警察部門に属する警察官に担当させるものとする。

なお、少年警察部門以外の部門に属する警察官に捜査・調査を行わせることが適当な事件の例としては、訓令第30条各号に定める事件等が挙げられる。

(2) 少年事件選別主任者による事件の把握

本部長又は署長は、上記の場合において、少年事件選別主任者に対し、少年の特性に配慮した捜査・調査が行われるよう、その経過について常に把握させるものとする。

(3) 捜査の支援等

本部長又は署長は、非行少年に係る事件の捜査・調査を少年警察部門以外の部門に属する警察官に行わせる場合において、必要があると認めるときは、

少年に対する取調べ又は質問を少年警察部門に属する警察官に行わせることについても配慮するほか、次に定める必要な支援等を行わせるものとする。

ア 少年の特性に配慮した捜査・調査の実施のために必要な指導教養又は助言

イ 少年の取調べ又は質問の用に供するための適切な場所の提供

6 新聞発表等の際の留意事項（訓令第36条関係）

- (1) 犯罪少年事件又は触法少年事件に関し、新聞その他の報道機関に発表を行うときは、本部長若しくは署長又はこれらの指定する者が当たるものとする。
- (2) 犯罪少年事件については、当該少年の氏名、住居のほか、学校名、会社名等その者を推知させるような事項を新聞その他の報道機関等に発表してはならない。また、当該少年の写真を提供してはならない。
- (3) 触法少年事件については、その性質上、報道機関等への発表は、特に慎重に判断するものとし、発表する場合においては、前項の規定を準用する。
- (4) 特定少年のとき犯した罪に係る事件であって当該罪により公訴を提起された者に係るもの（略式命令の請求がされたものを除く。）については、この限りではない。

なお、改正法の国会審議に際し、衆議院及び参議院の法務委員会において、それぞれ附帯決議がなされており、「特定少年のとき犯した罪についての事件広報に当たっては、（中略）いわゆる推知報道の禁止が一部解除されたことが、特定少年の健全育成及び更生の妨げとならないよう十分配慮されなければならない」とされていることから、その趣旨を踏まえた対応に努めること。

7 犯罪少年事件の捜査

(1) 犯罪少年事件捜査の基本（訓令第39条関係）

犯罪少年事件の捜査については、家庭裁判所の審判その他の処理に資することを念頭に置き、少年の健全な育成を期する精神をもって当たること。また、少年の特性を考慮し、特に、他人の耳目に触れないようにし、言動に注意する等温情と理解をもって当たり、少年の心情を傷つけないように努めなければならない。

(2) 呼出し上の留意事項（訓令第40条関係）

捜査のため、少年の被疑者、保護者又は参考人を呼び出すに当たっては、下記の事項に留意すること。

ア 方法及び伝達事項等

電話、呼出状（犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号。以下「規範」という。）別記様式第7号に規定する呼出状をいう。）の送付その他適当な方法により、出頭すべき日時、場所、用件その他必要な事項を呼出人に確実に伝達しなければならない。この場合において、少年の被疑者又は重要な参考人の呼出しについては、本部長又は署長に報告して、その指揮を受けなければならない。

イ 保護者等への連絡

捜査のために少年の被疑者を呼び出す場合においては、原則として、当該少年の保護者等に連絡するものとする。特定少年の被疑者を呼び出すときも同様である。ただし、連絡することが当該少年の福祉上不適当であると認められるときは、この限りでない。

なお、ただし書の「連絡することが当該少年の福祉上不適当であると認められるとき」の例としては、連絡することにより、少年が虐待を受けるおそれがある場合、就業先を解雇されるおそれがある場合、逃亡又は証拠隠滅のおそれがある場合等が挙げられる。

ウ 配慮事項

呼出しに当たっては、呼出しを受ける者の心情を理解するとともに、呼出しを行う場所、時期、時間、方法等訓令第40条第3項定める事項について配慮し、少年が無用な不安を抱かないよう配慮すること。また、被害者その他の参考人として少年を呼び出すときについては、上記事項のほか警察から呼び出されたことによる心理的な負担を軽減するよう努める等少年の心情に配慮すること。

エ 呼出簿の作成

少年の被疑者その他の関係者に対して任意出頭を求める場合には、必ず、呼出簿（規範別記様式第8号に規定する呼出簿をいう。）に所要事項を確実に記載して、その処理の経過を明らかにしておかなければならない。

(3) 取調べ上の留意事項（第41条関係）

少年の被疑者の取調べを行う場合においては、下記の事項に留意すること。

ア 基本的留意事項

少年の被疑者の取調べを行う場合の場所、時刻、立会い、言葉遣い等については、訓令第41条第2項に定める事項に留意すること。

イ 立会い等

(7) 保護者等への連絡

少年の被疑者の取調べを行うに当たっては、原則として保護者等に連絡するものとする。ただし、連絡することが当該少年の福祉上不適当であると認められるときは、この限りでない。ただし書の趣旨については、7(2)イに定めるところによる。

(4) 保護者等の立会い

少年の被疑者の取調べを行う場合は、やむを得ない場合を除き、少年と同道した保護者その他適切と認められる者を立ち会わせることに留意するものとする。これは、当該少年に無用の緊張又は不安を与えることを避け、事案の真相を明らかにし、事後の効果的な指導育成の効果を期待するという主旨に基づくものである。

「適切と認められ得る者」の例としては、少年の在学する学校の教員、少年を雇用する雇用主等が挙げられるが、適切と認められる者であるかどうかは、あくまで少年の保護又は監護の観点から判断されるものであり、少年を保護又は監護すると通常いえない者は含まれない。

保護者その他適切な者の立会いについては、個別の事案に即し、この趣旨に沿って対応すべきものである。

ウ 参考人の取調べ

被害者その他の参考人として少年の取調べを行うときは、その時間、場所、方法、保護者等の立会い等に配慮し、取調べに伴う心理的な負担を軽減するよう努める等少年の心情に配慮すること。

(4) 強制措置等の制限（訓令第42条関係）

ア 強制措置の制限

少年の被疑者については、できる限り、逮捕、留置その他の強制の措置を避けるものとする。強制の措置を決定する場合には、少年の年齢、性格、非行歴、犯罪の態様、留置の時刻等から当該少年に及ぼす精神的影響を勘案して判断するとともに、執行の時期、場所、方法等について慎重に配慮し、少年の心情を傷つけることのないように配慮するものとする。

イ 留置方法

少年の被疑者を留置する場合には、20歳以上の者と分離し、かつ、原則として各別に収容すること。ただし、検察官への逆送の決定があった特定少年

の被疑事件の被疑者に対しては、当該事件に係る留置に限って、分離に係る規定（法第49条第1項及び第3項）が適用されないことに留意すること。

ウ 保護者等への連絡

少年の被疑者を留置したときは、特定少年であるか否かにかかわらず、原則として、速やかにその保護者等に連絡すること。

8 触法調査

(1) 触法調査の基本（訓令第47条関係）

触法調査については、法及び児童福祉法に基づく措置に資することを念頭に置き、少年の健全な育成を期する精神をもって、これに当たらなければならない。

ア 非行事実の解明

少年の適正な処遇を図るためには、非行事実を解明することが前提であり、個々の触法調査においては、低年齢少年の特性に配慮しつつ、搜索、差押え等の権限を適正に行使し、非行事実の解明等を的確に行わなければならない。

イ 少年の特性への配慮

触法調査を行うに当たっては、特に低年齢少年が精神的に未成熟であり、可塑性に富むこと、迎合する傾向にあること等の特性を有することに鑑み、特に他人の耳目に触れないようにし、少年に対する言動に注意する等温情と理解をもって当たり少年の心情と早期の立直りに配慮しなければならない。この場合、「可塑性」とは、少年の健全育成の関係では、少年が非行から立ち直る可能性を、「迎合する傾向にある」とは、少年は質問の担当者の威圧感に萎縮し、反論することが困難であると感じた場合等に、自分の認識等を曲げて担当者の意図に沿うような回答をしやすいことをいう。

ウ 低年齢少年の特性に対する特段の配慮

低年齢少年は、被誘導性（例えば質問者が自分の求めている回答をするように仕向けた質問をした場合に、回答者が自らの認識等を曲げ、質問者の誘導に沿った回答をするという特性を意味する。）及び被暗示性（例えば質問者が回答をほのめかすような質問をした場合に、回答者が自分の認識等を曲げ、質問者の暗示に沿った回答をするという特性を意味する。）が特に強いこと等の特性を有することから、調査に従事する者は、これらの特性についての深い理解をもって当たらなければならない。

(2) 調査を行うことができる職員（訓令第48条関係）

ア 根拠

法第6条の2第3項の規定に基づき、警察官は、少年の心理その他の特性に関する専門的知識を有する等として本部長が指定した少年警察補導員に、押収、捜索、検証又は鑑定の嘱託を除く調査をさせることができる。

イ 調査に当たる少年警察補導員の指定

本部長は、警察職員の職務等に関する規則第1条に基づき、少年警察補導員のうちから、低年齢少年に対する質問その他の職務に必要な事項に関する教育訓練を受け、専門的知識を有すると認められる者を、当該職員に指定することができる。

ここでいう教育訓練とは、触法調査のために必要な専門的知識である、可塑性に富むなどの低年齢少年一般の特性及び発達障害等の特別な事情を持つ少年の特性並びに低年齢少年等の特性を踏まえた質問等の調査要領についての研修等をいう。

ウ 調査の範囲等

当該職員は、上司である警察官の命を受け、事件の原因及び動機並びに当該少年の性格、行状、経歴、教育程度、環境、家庭の状況、交友関係等を明らかにするために必要な調査を行うことができる。

(3) 調査主任官（訓令第49条関係）

本部長又は署長は、個々の事件につき、適正な管理及び任務分担の下、組織的かつ効果的に調査を進めるため、調査すべき事項及び調査に従事する者の任務分担の決定、調査方針の樹立、関係機関との連絡調整その他の適正な調査の遂行及び管理のために必要な職務を行わせるため、個々の触法少年事件につき、調査主任官を指名するものとする。

なお、指名に当たっては、調査主任官に指名され得る者をあらかじめ指名しておくのではなく、個々の触法調査に係る事件について事件の内容、所属の職員の調査能力等を勘案すること。

(4) 付添人の選任等（訓令第50条関係）

ア 付添人制度の主旨等

法において、触法調査に関し、少年及び保護者が、いつでも弁護士である付添人を選任できることとされている。この趣旨を踏まえ、触法少年と疑うに足りる相当の理由のある者（以下(5)、(6)、(8)、(11)イ、(12)

及び(13)において「少年」という。)又はその保護者に対して、付添人制度について分かりやすく説明すること、必要に応じて関係機関・団体についての紹介、助言等を行うこと等に配慮するものとする。

イ 選任手続

弁護士である付添人の選任届の受理については、付添人を選任することができる者(少年又は保護者)又は付添人から両者が連署した選任届を差し出させるものとする。

選任届を受理した者は、当該事件の調査に従事している警察官に対し、当該選任届を確実に引き継がなければならない。

(5) 呼出し上の留意事項(訓令第51条関係)

ア 基本的留意事項

触法調査のため、少年、保護者又は参考人を呼び出すに当たっては、電話、呼出状(少年警察活動規則の規定により作成する書類の様式を定める訓令(平成19年警察庁訓令第12号。以下「様式を定める訓令」という。)別記様式第39号の呼出状をいう。)の送付その他適当な方法により、出向くべき日時、場所、用件その他必要な事項を呼出人に確実に伝達しなければならない。

イ 本部長又は署長の指揮

少年又は重要な参考人の呼出しについては、本部長又は署長に報告して、その指揮を受けなければならない。

ウ 保護者等への連絡

少年を呼び出すに当たっては、当該少年の保護者等に連絡するものとする。ただし、連絡することが当該少年の福祉上著しく不適當であると認められるときは、この限りでない。

ただし書の「連絡することが当該少年の福祉上著しく不適當であると認められるとき」の例としては、連絡することにより、少年が虐待を受けるおそれが著しい場合、証拠隠滅のおそれが著しい場合等が挙げられる。

エ 配意事項

(ア) 当該少年に無用の緊張又は不安を与えることのないよう言動に注意するとともに、やむを得ない場合を除き、夜間に呼び出すことを避けなければならない。

(イ) 呼出しを受ける者の心情を理解するとともに、呼出しを行う場所、時

期、方法等について配慮し、少年が無用な不安を抱かないよう配慮するものとする。

例えば、学校に直接呼出しの連絡をすること、少年の授業中に呼び出すこと、制服警察官が呼出しに行くこと等当該少年が警察から呼び出されたことが周囲の者に容易に分かるようなことは避けるべきであり、少年の保護者等を呼び出す場合においても、当該保護者等が当該少年の非行に関して警察から呼び出されたことが周囲の者に分からないよう配慮するものとする。

- (ウ) 少年を警察施設に呼び出すことが不適切であると認められる場合には、警察職員が家庭へ出向くことや、警察施設以外の適当な場所に呼び出すことにも配慮するものとする。
- (エ) 呼出しは、保護者等の納得を得て行うよう努めるとともに、必要に応じて保護者等の同道を依頼するなど、協力と信頼を得られるよう努めるものとする。

オ 呼出簿の作成

少年、保護者等又は参考人を呼び出す場合には、呼出簿（様式を定める訓令別記様式第40号の呼出簿をいう。）に所定の事項を確実に記載してその処理経過を明らかにしておかなければならない。

カ 参考人の呼出し

被害者その他の参考人として少年を呼び出すときにも、これらの事項に配慮するほか、警察から呼び出されたことによる心理的な負担を軽減するよう努めるなど少年の心情に配慮するものとする。

(6) 質問上の留意事項（訓令第52条関係）

ア 基本的事項

- (ア) 少年に質問するに当たっては、当該少年に無用の緊張又は不安を与えることのないよう言動に注意するとともに、少年の心身に与える影響に配慮し、やむを得ない場合を除き、夜間に質問すること、長時間にわたり質問すること及び他人の耳目に触れるおそれがある場所において質問することを避けなければならない。
- (イ) 質問の時間については、できる限り、少年の授業中を避けるものとする。また、質問の場所については、事務室等一般人の出入りが多い場所を避け、少年が落ち着いて話せるよう、少年補導室等の適当な場所とす

るものとする。

(ウ) 質問に当たっては、少年の年齢、性別、性格、知能等に応じてふさわしく、かつ、分かりやすい言葉を用いるとともに、少年の話の良い聞き手となり、虚言、反抗等に対しても、一方的にこれを押しえつけようとせず、その原因を理解することに努め、少年の内省を促し、その立直りに資するよう努めるものとする。

(エ) 少年に対する質問は、任意の供述を得ることを目的とするものであり、強制にわたることがあってはならない。

このため、「分からないこと」や「知らないこと」は「分からない」、「知らない」と答えてほしいこと、「言いたくないこと」は言わなくてもいいこと等を伝えるものとする。その際、少年に「正直に話をしなくてもよい」という誤った意識を生じさせることがないように、個々の少年の状況等を踏まえつつ、分かりやすく伝えることに配慮するものとする。

(オ) 質問を終えるに当たっては、少年及び保護者等の懸念の有無を確かめ、必要があるときは、助言その他の措置を講じて、少年及び保護者等の不安を除去し、信頼を得られるよう努めるものとする。

イ 連絡及び立会い

(ア) 保護者等への連絡

少年に質問するに当たっては、当該少年の保護者等に連絡するものとする。ただし、連絡することが当該少年の福祉上著しく不相当であると認められるときは、この限りでない。ただし書の趣旨については、8(5)ウに定めるとおりである。

(イ) 保護者等の立会い

少年に質問するに当たっては、当該少年に無用の緊張又は不安を与えることを避け、事案の真相を明らかにし、事後の効果的な指導育成に資するよう、少年の保護者その他の当該少年の保護又は監護の観点から適切と認められる者の立会いについて配慮するものとする。

少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）では、「適切と認められる者」の例として保護者が規定されているが、その他、少年の同居の親族、少年の在学する学校の教員、少年を一時保護中の児童相談所の職員、弁護士である付添人等が対象とな

り得るところである。適切と認められるかどうかについては、当該少年の保護又は監護の観点から個別に判断するものとする。その上で、立会いをさせるかどうかは、特に当該少年が低年齢少年である場合はその特性に配慮しつつ、「当該少年に無用の緊張又は不安を与えることを避け、事案の真相を明らかにし、事後の効果的な指導育成に資する」との趣旨に合致するかどうかという観点から、個別の事案に即して判断するものとする。

ウ 参考人の質問

被害者その他の参考人として少年に質問するときは、その時間、場所、方法、保護者等の立会い等に配慮し、面接に伴う心理的な負担を軽減するよう努めるなど少年の心情に配慮すること。

(7) 犯罪の疑いがある場合の措置（訓令第53条関係）

低年齢少年の刑罰法令に触れる行為については、刑法上犯罪が成立せず、当該少年の当該行為につき逮捕及び捜査のための捜索、差押え若しくは検証を行い、又は当該少年を被疑者として取調べを行うなど、捜査の手続によってその事件を取り扱うことはできない。

しかし、触法少年事件であると断定できない段階では、事案の真相を明らかにするための捜査を尽くす必要がある。特に、殺人、強盗等の重要な事件については、明らかに低年齢少年によるものと認められる場合であっても、共犯関係にある者が存在する可能性があることに留意するものとする。

(8) 強制の措置等（訓令第54条関係）

ア 令状請求権者

触法調査に係る捜索、差押え、検証若しくは身体検査の令状又は鑑定処分許可状の請求については、規則第21条の規定によるものとする。

イ 原則

触法調査においては、できる限り、強制の措置を避けるものとする。

ウ 配慮事項

強制の措置を決定する場合には、少年の年齢、性格、非行歴、事件の内容等から当該少年に及ぼす精神的影響を勘案して判断するとともに、執行の時期、場所、方法等について慎重に配慮し、少年の心情を傷つけることのないよう配慮するものとする。

エ 記録化

令状の請求をしたときは、令状請求簿（様式を定める訓令別記様式第45号の令状請求簿をいう。以下同じ。）により、請求の手続、発付後の状況等を明らかにしておかなければならない。

(9) 還付公告等（訓令第55条関係）

押収物の還付に関する公告は、警察職員の職務等に関する規則第2条に定めるところによるものとし、その実施要領については別に定める。

(10) 強制捜査の後に触法少年に係る事件であることが判明したときの措置（訓令第56条関係）

ア 逮捕した少年の行為が14歳未満のときのものであることが明らかになった場合

当該少年は直ちに釈放しなければならない。この場合において、逮捕手続書及び弁解録取書を作成して逮捕手続の過程を明確にするほか、釈放の理由を捜査報告書等により明らかにしておくものとする。特に、緊急逮捕した場合には、釈放した後であっても、逮捕状を請求しなければならない。また、逮捕手続書には、既に釈放した旨を記載するものとする。

イ 捜査のための捜索等により証拠品を差し押さえた後、触法少年に係る事件であることが判明した場合

当該証拠品は直ちに還付手続を開始しなければならない。還付手続中又は還付した物件を引き続き必要とする場合は訓令第55条に定めるところにより措置するものとする。

ウ 被疑者の年齢が判明しなかったため、既にその事件について逮捕状等の令状の発付を得ている場合

捜査の過程において触法少年事件であることが判明したときは、速やかに、当該令状を発付した裁判官に返還するものとする。この場合において、触法調査のための捜索、差押え、検証若しくは身体検査の令状又は鑑定処分許可状の発付を得る必要があるときは、改めて当該令状を請求するものとする。

(11) 児童相談所への送致又は通告（訓令第57条及び第58条関係）

触法調査の結果、触法少年事件を送致し、又は通告する場合については、規則第22条、第23条及び第24条の規定によるものとする。

事件の送致又は通告に当たっては、家庭裁判所及び児童相談所との連携を密にしつつ、これを進めなければならない。

ア 送致

触法調査の結果、規則第22条に該当すると認めた事件及び家庭裁判所の審判に付すべきであると認めた事件は、児童相談所に送致しなければならない。この際、触法少年事件送致書（様式を定める訓令別記様式第32号の触法少年事件送致書をいう。）を作成し、これに身上調査表その他関係書類を添付すること。

イ 通告

触法調査の過程において、少年が要保護児童であると認められたときは、児童通告書（様式を定める訓令別記様式第37号の児童通告書をいう。以下同じ。）により通告するものとする。ただし、急を要し、児童通告書を作成して通告するいとまがない場合は、第79条に定めるところと同様に、口頭により通告し、その内容を記載した児童通告通知書（様式を定める訓令別記様式第37条の2の児童通告通知書をいう。以下同じ。）を事後に送付することとしても差し支えない。

(12) 少年の一時保護に係る留意事項（訓令第59条関係）

児童福祉法第33条の規定により児童相談所長の委託を受けて少年を一時保護する場合には、次の事項に留意するものとする。

ア 保護にふさわしい部屋を使用するものとし、鍵をかける場合は、少年の行動範囲がなるべく広くなるよう配慮すること。

なお、留置施設の部屋の使用はできない。

イ 少年が負傷し、自殺し、又は保護から逃れることがないように注意するとともに、少年が火災その他自己又は他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼす事故を起こさないよう注意すること。

ウ 速やかにその保護者等に一時保護した旨を連絡すること。ただし、児童虐待を受けた児童を一時保護した場合において、児童虐待の防止等に関する法律第12条第3項の規定により、児童相談所長が当該児童虐待を行った保護者に対し当該児童の住所又は居所を明らかにしないこととしたときは、この限りではない。

(13) 少年に所持させることが不適当な物件の措置（訓令第60条関係）

ア 押収手続等

触法少年事件の証拠物及び法第24条の2第1項各号のいずれかに該当する物件（以下「証拠物等」という。）については、法第6条の5第2項の

規定により準用する刑事訴訟法の規定に基づき措置することができる。

なお、少年と他の被疑者とが共犯関係にある場合は、当該少年が所持する物件を他の被疑者に関する捜査上の手続により押収することができる。

上記のほか、非行の防止上所持させておくことが適当でない認められる物件を少年が所持していることを発見したときは、訓令第45条に定めるところにより措置するものとする。

イ 証拠物等の取扱い

証拠物等の取扱いについては、石川県警察証拠物件取扱保管に関する訓令（平成8年石川県警察本部訓令第1号）及び「石川県警察証拠物件取扱保管に関する訓令の一部改正について（通達）」（平成29年12月27日付け刑企甲達第126号ほか）を準用する。

(14) 指導教養（訓令第61条関係）

本部長及び署長は、触法調査に従事する者に対し、低年齢少年の特性その他の職務遂行に必要な知識及び技能に関する指導教養を定期的に行い、当該者の調査能力の向上に努めるものとする。また、本部長及び署長は、指導教養の充実強化を図るため、当該指導教養を実施する警察官等の専門性の向上、教養資料の整備及び活用、学識経験者等による講義の実施等に努めるものとする。

9 ぐ犯調査

(1) ぐ犯調査の基本（訓令第62条関係）

犯罪の捜査、触法調査、少年相談その他の活動において、ぐ犯少年と認められる者（以下(4)、(7)から(9)において「少年」という。）を発見した場合は、法及び児童福祉法に基づく措置に資することを念頭に置き、少年の健全な育成を期する精神をもって、これに当たらなければならない。

ぐ犯調査を行うに当たっては、少年の心理、生理その他の特性に鑑み、特に他人の耳目に触れないようにし、少年に対する言動に注意する等温情と理解をもって当たり、その心情を傷つけないように努めなければならない。

低年齢少年に係るぐ犯調査を行うに当たっては、特に低年齢少年が精神的に未成熟であり、可塑性に富むこと、迎合する傾向にあること等の特性を有することに鑑み、少年の心情と早期の立直りに配慮しなければならない。

(2) ぐ犯調査を行うことができる職員等（訓令第63条関係）

触法調査を行う職員として本部長が指定した少年警察補導員は、上司であ

る警察官の命を受け、ぐ犯調査を行うことができる。この場合において、本部長は、警察職員の指定に係る当該教育訓練の際にぐ犯調査の実施要領についての指導教養も実施することなどにより、適正な職務執行を確保するものとする。

(3) 調査主任官（訓令第64条関係）

本部長又は署長は、調査すべき事項及び調査に従事する者の任務分担の決定、関係機関との連絡調整その他の適正な調査の遂行及び管理のために必要な職務を行わせるため、個々のぐ犯調査につき、調査主任官を指名するものとし、その調査主任官の趣旨及び指名については、訓令第49条に定めるとおりとする。

なお、調査主任官は、事件の調査の状況を詳細に把握するとともに、少年の特性に対する深い理解をもって、職務に当たるものとする。

(4) 呼出し・質問上の留意事項（訓令第65条関係）

ぐ犯調査のため、少年、保護者又は参考人を呼び出すに当たっては、下記事項に留意すること。

ア 呼出し

(ア) 基本的留意事項

ぐ犯調査のため、少年、保護者又は参考人を呼び出すに当たっては、電話、呼出状（様式を定める訓令別記様式第39号の呼出状をいう。）の送付その他適当な方法により、出向くべき日時、場所、用件その他必要な事項を呼出人に確実に伝達しなければならない。

(イ) 本部長又は署長の指揮

少年又は重要な参考人の呼出しについては、本部長又は署長に報告して、その指揮を受けなければならない。

(ウ) 保護者等への連絡

少年を呼び出すに当たっては、原則として、当該少年の保護者等に連絡するものとする。ただし、連絡することが当該少年の福祉上著しく不相当であると認められるときは、この限りでない。ただし書の趣旨については、8(5)ウに定めるとおりである。

(エ) 配意事項

呼出しに当たっては、訓令第40条に定めるとおり、呼出しを受ける者の心情を理解するとともに、呼出しを行う場所、時期、方法等について

配慮し、少年が無用な不安を抱かないよう配慮するものとする。

呼出しは、保護者等の納得を得て行うよう努めるとともに、必要に応じて保護者等の同道を依頼するなど、協力と信頼を得られるよう努めるものとする。

(オ) 呼出簿の作成

少年、保護者等又は参考人を呼び出す場合には、呼出簿（様式を定める訓令別記様式第40号の呼出簿をいう。）に所要事項を確実に記載して、その処理の経過を明らかにしておかなければならない。

イ 質問

(ア) 少年に質問するに当たっては、当該少年の保護者等に連絡するものとする。ただし、連絡することが当該少年の福祉上著しく不適當であると認められるときはこの限りでない。

なお、ただし書の趣旨については、8(5)ウに定めるとおりである。

(イ) ぐ犯調査に係る質問については、訓令第41条に定めるところに準ずるものとし、低年齢少年に係るぐ犯少年事件の調査のための質問については、規則第32条第2項及び第3項に定めるもののほか、訓令第52条に定めるところに準ずるものとする。

(5) 低年齢少年に係るぐ犯調査における配慮（訓令第66条関係）

低年齢少年であってぐ犯少年と認められる者を呼び出すに当たっては、訓令第65条に定めるもののほか、当該少年に無用の緊張又は不安を与えることのないよう言動に注意するとともに、少年の心身に与える影響に配慮し、やむを得ない場合を除き、夜間に呼び出すことを避けなければならない。

(6) ぐ犯少年事件の送致又は通告（訓令第67条関係）

ア ぐ犯調査の過程において、少年が要保護児童であると認められたときは、児童通告書により通告するものとする。ただし、急を要し、児童通告書を作成して通告するいとまがない場合は、訓令第79条に定めるところと同様に、口頭により通告し、その内容を記載した児童通告通知書を事後に送付することとしても差し支えない。

イ ぐ犯調査の結果、ぐ犯少年事件を送致し、又は通告する場合については、規則第33条の規定によるものとする。

ウ 事件の送致又は通告に当たっては、家庭裁判所及び児童相談所との連携を密にしつつ、これを進めなければならない。

(7) ぐ犯少年についての緊急措置（訓令第68条関係）

ア 家庭裁判所の審判に付すべきであると認められる少年が緊急に保護しなければならない状態にあって、その補導上必要があると認められる場合においては、電話その他の方法により、直ちに家庭裁判所にその状況を通報するものとする。

イ 少年に対して法第13条第2項の規定により同行状を執行した場合において、警察署に留め置く必要があるときは、一時保護に準じて取り扱うものとし、訓令第59条に掲げる事項に留意するものとする。

(8) ぐ犯少年の一時保護に係る留意事項（訓令第69条関係）

児童福祉法第33条の規定により児童相談所長の委託を受けて少年を一時保護する場合においても、訓令第59条に掲げる事項に留意するものとする。

(9) 少年に所持させることが不適当な物件の措置（訓令第70条関係）

少年の非行の防止上所持させておくことが適当でないと認められる物件を少年が所持していることを発見したときは、訓令第45条の定めるところによるものとする。

(10) 指導教養（訓令第71条関係）

本部長及び署長は、ぐ犯調査に従事する者に対し、少年の心理その他の職務遂行に必要な知識及び技能に関する指導教養を定期的に行い、当該者の調査能力の向上に努めるものとする。また、本部長及び署長は、指導教養の充実強化を図るため、当該指導教養を実施する警察官等の専門性の向上、教養資料の整備・活用、学識経験者等による講義の実施等に努めるものとする。

10 不良行為少年の補導（訓令第73条関係）

不良行為少年について、必要と認められる場合には、保護者の同意を得た上で、継続補導を実施するものとする。ただし、特定少年である不良行為少年に対して継続補導を実施する場合には、本人の同意を得るものとする。

11 被害少年に対する継続的な支援（訓令第75条関係）

(1) 被害少年について、その精神的打撃の軽減を図るため特に必要と認められるときは、保護者の同意を得た上で、カウンセリングの実施、関係者への助言その他の継続的な支援を実施するものとする。

なお、特定少年である被害少年に対して継続的な支援を実施する場合には、本人の同意を得るものとする。

(2) 被害少年に対する継続的な支援の実施に当たっては、被害少年カウンセリン

グアドバイザーその他臨床心理学、精神医学等の専門家の助言を受けるなどして、被害少年の特性に留意するものとする。

- (3) 訓令第22条に規定する学校関係者等との協力については、被害少年に対する継続的な支援について準用する。

12 要保護少年に係る活動（訓令第79条及び第80条）

(1) 要保護少年の通告等

ア 18歳未満の要保護少年について、少年に保護者がいないとき又は保護者に監護させることが不相当であると認められるときは、児童通告書又は口頭により児童相談所に通告するものとする。この場合において、口頭により通告したときは、その内容を記載した児童通告通知書を事後に当該児童相談所へ送付するものとする。

イ 口頭による通告については、電話等を含むものとし、児童福祉法第25条第1項の規定による通告であることを告げ、児童通告書の記載事項を確実に伝達するとともに、時機を失することなく、児童通告通知書を当該児童相談所に送付するものとする。

ウ 児童通告書及び児童通告通知書の送付については、各児童相談所との合意の下、電子メールの送信その他適当な方法によることとして差し支えない。ただし、この場合においては、警察における情報セキュリティに関する訓令（平成15年警察庁訓令第3号）及び同訓令に基づき定められた情報セキュリティに関する事項を遵守するものとする。

エ 通告を必要としない要保護少年についても、その保護者に対する助言、学校への連絡その他の必要な措置を執るものとする。

(2) 要保護少年の一時保護

児童福祉法第33条の規定により児童相談所長の委託を受けて要保護少年を一時保護する場合には、第59条各号に掲げる事項に留意するものとする。

13 児童虐待を受けたと思われる児童に係る活動（訓令第81条から第83条）

(1) 児童相談所への通告

ア 児童虐待を受けたと思われる児童を発見したときは、速やかに、児童通告書又は口頭により児童相談所に通告するものとする。この場合において、口頭により通告したときは、その内容を記載した児童通告通知書を事後に当該児童相談所へ送付するものとする（活動規則第39条第2項）。

イ 児童虐待を受けたと思われる児童に係る口頭による通告並びに児童通告

書及び児童通告通知書の送付要領については、訓令第79条第2項及び第3項の例によるものとする。

ウ 児童虐待の事実が必ずしも明らかでない場合であっても、児童虐待を受けたと思われる場合には、児童の早期保護のため、幅広く児童相談所に通告するものとする。

(2) 一時保護

児童福祉法第33条の規定により、児童相談所長の委託を受けて児童虐待を受けたと思われる児童を一時保護する場合においても、訓令第59条各号に掲げる事項に留意するものとする。

(3) 関係機関との連携等

ア 基本的事項

児童虐待は、児童の心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものであることに鑑み、児童の安全確保を最優先とした対応の徹底を図るとともに、被害児童の保護に向けた関係機関との連携の強化、厳正な捜査と被害児童等の心情や特性に配慮した聴取、被害児童に対するカウンセリング等の支援、人身安全・少年保護対策課への情報の集約と組織としての的確な対応を執るものとする。また、再発を防止するために保護者に対する助言及び指導、学校への連絡等必要な措置を執るものとする。

イ 児童虐待を受けたと思われる児童への対応

児童虐待を受けたと思われる児童については、児童相談所その他の関係機関との緊密な連携の下、当該児童に対するカウンセリング、保護者に対する助言又は指導その他の当該児童に対する支援を的確に実施するほか、児童虐待の防止等に関する法律第10条の規定による援助の求めがあった場合においては、その求めをした者との適切な役割分担の下、必要な措置を執るものとする。

14 記録の作成について

少年に係る事件・事案等の取扱いについては、少年警察部門に備えた下記の簿冊等により個々の事件・事案ごとにその指揮及び処理等の経過を明らかにしておくものとする。

(1) 少年事件処理簿（訓令第84条関係）

少年事件処理簿（様式を定める訓令別記様式第44号の少年事件処理簿をいう。）を備え、触法少年事件又はぐ犯少年事件について、調査の指揮及び事件

の送致又は通告その他事件の処理の経過を明らかにしておくものとする。この場合においては、特に、少年の被疑者等の呼出し、面接の要否及び方法、強制措置、関係機関への送致、処遇意見等について明らかにしておくものとする。

なお、犯罪少年については、事件を送致又は送付したとき、犯罪事件処理簿を作成するものとする。

(2) 少年事案処理簿（訓令第85条関係）

少年事案処理簿（令和4年6月28日付け生捜甲達第36号、人少甲達第41号「少年事案処理簿及び少年カードの様式について（通達）」別記様式）を備え、不良行為少年、要保護少年、被害少年の事案について、その処理の経過を明らかにしておくものとする。この場合においては、特に継続補導の要否及び被害少年の継続的な支援の要否の決定について、明らかにしておくものとする。

(3) 少年相談（訓令第86条関係）

訓令第18条の規定による少年相談を受けた場合、石川県警察警察安全相談相談管理システムに入力するなど、少年相談の取扱いについて、明らかにしておくものとする。

(4) 呼出簿（訓令第87条関係）

7(2)エ、8(5)オ及び9(4)ア(ウ)に定める呼出簿を備え、犯罪少年事件の捜査、触法調査及びぐ犯調査のための呼出しを行う場合は、その処理の経過を明らかにしておかなければならない。

(5) 令状請求簿（訓令第88条関係）

令状請求簿を備え、訓令第54条第1項の令状を請求したときは、請求の手続、発付後の状況等を明らかにしておかなければならない。

なお、犯罪少年事件の捜査については、規範別記様式第13号に定める令状請求簿によること。

(6) 少年カード（訓令第89条関係）

送致又は通告の措置をとった非行少年（交通法令違反又は自動車運転死傷処罰法に規定する罪若しくは交通事故に係る刑法に規定する罪に係る非行少年を除く。）及び警察限りの触法少年については、その適正な処遇及び健全な育成に資するため、少年カード（令和4年6月28日付け生捜甲達第36号、人少甲達第41号「少年事案処理簿及び少年カードの様式について（通達）」別記様式）を作成するものとする。